

中津市企業用地等登録制度実施要綱

平成 29 年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 7 月 23 日 改正

令和 3 年 6 月 7 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の未利用の用地、工場、倉庫、事務所及び店舗（以下「企業用地等」という。）を登録し、実態を把握することにより、企業が求める情報を提供することで企業誘致の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)中津市企業用地等登録制度 企業用地等の売却又は賃貸に関する情報若しくは中津市での事業拡大を目的として企業用地等の取得又は賃貸を希望する者への情報を提供する制度をいう。

(2)所有者等 企業用地等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3)企業用地等登録者 第 4 条第 3 項の規定により登録された者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、中津市企業用地棟登録制度以外による企業用地等の取引を規制するものではない。

(企業用地等の登録)

第 4 条 企業用地等として自己の所有する物件の登録を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 中津市企業用地等登録制度企業用地等登録申請書（様式第 1 号）

(2) 物件を特定するために必要な書類及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請があった物件について企業用地等として登録できる物件は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

(1) 用地としては、1 区画の面積が 1,500 m²以上であること、工場、倉庫としては、延床面積が 500 m²以上であること、事務所及び店舗としては、延床面積が 60 m²以上でいずれも公道に接している物件であること。ただし、市長が企業用地等としてふさわしいと認めたときは、この限りでない。

(2) 土地の境界が明確であり、所有権等の権利について争いのない土地であること。

(3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利の抹消が確実な物件である場合は、この限りでない。

(4) 工場、倉庫、事務所及び店舗の場合は、その所有者が土地の登録名義人と同一で

あること。土地の名義人が異なる場合においては、その名義人の承諾を得ていること。

- 3 第1項の規定により申請があった物件について、内容を審査し適当と認めた場合は、中津市企業用地等登録制度企業用地等登録完了通知書（様式第2号）を申請者に通知するとともに、企業用地等として中津市企業用地等登録制度企業用地等登録台帳（様式第3号。以下「用地等台帳」という。）に登録するものとする。

（用地等台帳に係る登録事項の変更及び取消）

第5条 企業用地等登録者は、登録事項を変更、又は登録の取り消しを希望する場合は、速やかに中津市企業用地等登録制度企業用地等登録変更（取消）届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、用地等台帳の登録を取り消すことができる。

（1）当該企業用地等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（2）中津市企業用地等登録制度企業用地等登録変更（取消）届（様式第4号）の届出があったとき。

（3）その他市長が用地等台帳から取り消す必要があると認めたとき。

- 3 市長は、第1項の届出又は前項の規定により用地等台帳の内容を変更、又は登録を取り消したときは、中津市企業用地登録制度企業用地等登録変更（取消）完了通知書（様式第5号）を当該用地等登録者に通知するものとする。

（情報の提供）

第6条 市長は、登録された物件内容について周知を図るとともに、企業の必要に応じ詳細な情報を提供するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。